

世人としたるも之また當局の何等顧了処とやらす我等は萬策盡きて遂に勢の赴く処一大罷業の止むべきに到達したることは誠に遺憾に不堪処である。

我等は直に次善の策として一日も早く罷業を中止し五百万市民諸君の安寧と福祉を慮し或は市会議長に或は警視總監に或は警保局長に或は内務大臣に乞はれ、時局收拾の努力を懇請した我等が數次に亘る熱誠を披瀝したる提唱も何等顧了処とやらす今日日本立法の根本精神を誤りたる天下の悪法争議調停法による強制調停の發動を見るに至る該法は大正十五年傳家の室刀とし公布されたるものとして天下の悪法たることは既に公布當初に於て明かなる如く該法は日本立法精神に相添はざるものである。果して公平なる争議調停法なるならば何故に公産業に從事する労働者に対する貸取關係には主務官廳の認可を要すとの法律を並行せしめなかりやあるか、たゞ單なる争議調停法の強制適用は治安に名を借り結局争議を圧殺するものである。

見よ今日まで該法の適用に依つて労働者側が有利に解決されたる例ありの如くは昭和七年の市電争議の如き全く我等は忍ぶべからざる苦益を満喫せしめられぬ。之は單なる我等の利益のみならず實に日本立法の根本精神を蹂躪せるもである。我等が絶対及び非を聲明せる所以である。我等が強制調停に反対しつゝも尚公平なる立場にあり人怨と讒見を有するものに依つてこの大争議の收拾を要望する所以のものは全く斯る不備なる法律の悪用を免れ一日も早く五百万市民の安寧と福祉を期せんと苦慮したる結果である。

今も不幸にして監督官廳の命令による強制調停發動を見る我等は日本國民として一度布告せる法律には服従せざるを得ない。尚我等が遺憾に堪へざる処のことは我等が前述の如く最も温健に最も公正に最も紳士的に折衝し始終日本主義を奉じ最善の処置を探り来たれるに拘はらず監督官廳は我等に之の通告を爲さず一方終始力と横暴を以て迫つた団体には儀禮を盡して之を迎合する所以の理由は何処にあるか、監督官廳がたゞ單に數々の大やを以て論ずるならは我また何をか言はんや。我等が強制調停及びそれを聲明